

# 用語の定義

## 「調査年」

「第1回」～「第5回」とは、それぞれの回の調査で把握した項目で、各調査年は次のとおり。

第1回(第1回調査) 平成17年

第2回(第2回調査) 平成18年

第3回(第3回調査) 平成19年

第4回(第4回調査) 平成20年

第5回(第5回調査) 平成21年

## 「配偶者」「夫婦」

事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない者も含む。

## 「同居者の構成」

同居している者の続柄から分類している。「単独世帯」「夫婦のみの世帯」以外は、兄弟姉妹やその他の親族がいる場合を含む。親には配偶者の親も含む。

### 「単独世帯」

配偶者の有無を問わず、本人以外に同居者がいない場合

### 「夫婦のみの世帯」

本人と配偶者以外に同居者がいない場合

### 「三世代世帯」

本人が親・子と同居している、本人が子・孫と同居している、または子の有無を問わず本人が親・孫と同居している場合

### 「親あり子なしの世帯」

本人と親が同居していて、子がない場合

### 「親なし子ありの世帯」

本人と子が同居していて、親がない場合

### 「その他の世帯」

上記以外

## 介護をしている状況

### 「第1回から介護をしている」

第1回から第5回まで、調査時に介護を「している」と回答した場合をいう。

### 「介護を「していない」から「している」に変化」

第1回に介護を「していない」者のうち、第5回までに介護を「している」となった場合をいう。第2回で介護を「している」、第3回に「していない」と回答した場合は、介護の状況「その他」として

### 「介護を「している」から「していない」に変化」

第1回に介護を「している」者のうち、第5回までに介護を「していない」となった場合をいう。第2回で介護を「していない」、第3回で「している」と回答した場合は、介護の状況「その他」として

### 「第1回から介護をしていない」

第1回から第5回まで、調査時に介護を「していない」と回答した場合をいう。

## 「仕事をしている」

ふだん収入になる仕事をしていて、今後も仕事をしていくことになっている場合をいう。

## 「仕事をしていない」

パート・アルバイト、内職等も全くしていない場合をいう。

## 運動状況

### 「第1回から運動している」

第1回から第5回まで、調査時に運動の有無「あり」と回答した場合をいう。

### 「運動「なし」から「あり」に変化」

第1回に運動の有無「なし」の者のうち、第5回までに運動の有無「あり」となった場合をいう。第2回で運動の有無「あり」、第3回で運動の有無「なし」と回答した場合は、運動状況「その他」として

### 「運動「あり」から「なし」に変化」

第1回に運動の有無「あり」の者のうち、第5回までに運動の有無「なし」となった場合をいう。第2回で運動の有無「なし」、第3回で運動の有無「あり」と回答した場合は、運動状況「その他」として

### 「第1回から運動していない」

第1回から第5回まで、調査時に運動の有無「なし」と回答した場合をいう。

## 就業状況

### 「第1回から仕事あり」

第1回から第5回まで、調査時に「仕事をしている」と回答した場合をいう。仕事をやめた後、別の仕事に就いている場合を含む。

## 「就業」

第1回に「仕事をしていない」者のうち、第5回までに「仕事をしている」となった場合をいう。第2回で「仕事をしている」、第3回に「仕事をしていない」と回答した場合は、就業状況「その他」としている。

## 「退職」

第1回に「仕事をしている」者のうち、第5回までに「仕事をしていない」となった場合をいう。第2回で「仕事をしていない」、第3回で「仕事をしている」と回答した場合は、就業状況「その他」としている。

## 「第1回から仕事なし」

第1回から第5回まで、調査時に「仕事をしていない」と回答した場合をいう。前回の調査から次の調査までの間に仕事に就いて、調査日までに仕事をやめた場合を含む。

## 「離職」

調査年の前年11月～調査年の10月までの1年間に、収入を伴う仕事をやめた経験をいい、仕事をやめた後、現在別の仕事に就いている場合を含む。

## 仕事のかたち

### 「自営業主」

個人経営の商店主・工場主・農業主等の事業主や開業医・弁護士・著述家・行商従事者等をいう。

なお、法人組織(株式・合資・合名の各会社)になっている商店の経営者の場合は、「会社・団体等の役員」としている。

### 「家族従業者」

農家や個人商店等で農作業や店の仕事等を手伝っている家族をいう。

### 「会社・団体等の役員」

会社の社長・取締役・監査役、団体の理事(長)・監事、公団や事業団の総裁・理事等をいう。

なお、部長、課長等のいわゆる管理職の場合は、理事等の役員になっていなければ、含まれない。

### 「正規の職員・従業員」

会社・団体・官公庁・個人商店等に雇用期間の定めなく雇われている人をいう。

### 「パート・アルバイト」

就業時間や日数に関係なく、勤務先で「パートタイマー」「アルバイト」または、それらに近い呼称で呼ばれている人をいう。

### 「労働者派遣事業所の派遣社員」

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいう。

### 「契約社員・嘱託」

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている人や雇用期間の定めのある人、労働条件や契約期間に関係なく、勤務先で「嘱託職員」または、それに近い呼称で呼ばれている人をいう。

### 「家庭での内職など」

家庭で賃仕事をしている人をいう。

### 「その他」

仕事のかたち「自営業主」～「家庭での内職など」以外をいう。

### 「1か月間の収入」

「働いて得た所得」「公的年金」「雇用保険」「生活保護等の社会保障給付金」「私的年金」「子供等からの仕送り」「資産収入」「その他」の合計(税込み)であり、ボーナスや財産の売却代、預貯金を引き出した場合、生命保険・損害保険からの受取金などは含めない。

### 「社会参加活動」

趣味・教養、スポーツ、地域行事、ボランティアや高齢者支援などの活動をいう。

### 「60歳以降(60～64歳)の就業希望の有無・希望する仕事のかたち」

第1回に、60歳以降いつまで収入を伴う仕事をしたいかについて、「可能な限り仕事をしたい」、「一定の年齢まで仕事をしたい」と回答した者が、「60～64歳」「65歳以上」の年齢区分ごとに希望している仕事のかたちで、複数回答による。今回の集計は「60～64歳」の年齢区分の回答を使用した。

### 「60歳以降(60～64歳)の生活のまかない方」

第1回に、60歳以降の生活のための収入として、「60～64歳」「65～69歳」「70歳以降」の年齢区分ごとに選択した主な3つをいう。今回の集計では「60～64歳」の年齢区分の回答を使用した。